第49回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成30年10月4日(木)14時00分~16時00分 場 所 生駒市役所 401・402会議室

【出席者(敬称略)】

〔委 員〕下村敏博、吉川正史、村岡悠子、中村幹雄、藤澤清二、岡島保弘、松岡克己

[実施機関] 下水道課長:河島嘉明、同課係長:近藤裕子、同課主任:中井幸介

工務課長:岡村祥宏、同課係長:高木裕文、同課主任:清水一

[事務局]総務課長:西田幸彦、同課課長補佐:飯島武暢、同課主幹:立田久美子、

同課主任:塚美代子

【議題】

- 1 新委員の紹介
- 2 【報告案件1】公営企業会計システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結合することについて(下水道課)

【報告案件2】上水道地理情報システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結合 することについて(工務課)

- 3 【諮問案件】生駒市個人情報保護条例の一部改正について (総務課)
- 4 その他

【審 議 事 項】

1 新委員の紹介

事務局から新委員の紹介があった。

2 【報告案件1】公営企業会計システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結合することについて(下水道課)

平成27年の総務大臣通知により、下水道事業における公営企業会計の適用を要請されていることから、新たに下水道事業の公営企業会計システムを構築するにあたり、メンテナンスに係る職員の負担軽減や事務経費の削減を図るためクラウドサービスを利用することについて下水道課から報告があった。内容については、データセンターと専用回線で結合することについて平成26年議答申個第31号で適当と認められており、当該データセンターとの回線や運用等を変更することがないことから報告案件として説明を受けた。

【報告案件2】上下水道地理情報システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結 合することについて(工務課)

上下水道地理情報システムのサーバ機器が更新時期を迎えるにあたり、メンテナンスに係る職員の負担軽減や事務経費の削減、災害時における災害対策本部との情報の共有化のため、クラウドサービスを利用することについて工務課から報告があった。内容については、データセンターと専用回線で結合することについて平成26年議答申個第31号で適当と認められており、当該データセンターとの回線や運用等を変更することがないことから報告案件として説明を受けた。

3 生駒市個人情報保護条例の一部改正について (総務課)

[審議経緯]

平成29年5月30日に施行された「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行個法」という。)の改正を踏まえ、総務省からの通知により地方公共団体の個人情報保護条例についても見直しに取り組むことが求められていることから、生駒市個人情報保護条例の一部を改正することについて、総務課より改正案の概要説明があった。

〇 概要

- ・ 「行個法」において個人情報の定義が改正され、DNA、指紋データ、旅券番号、マイナンバー等が「個人識別符号」として個人情報に該当するとされたことを踏まえ、条例においても「行個法」の規定に準じ「個人識別符号」の定義を導入する。
- ・ 「行個法」における個人情報は、「生存する個人」の情報に限られる一方、条例に おける個人情報には死者の情報も含んでいるため差異が生じているが、改正後も死者 の情報を個人情報に含んでいる市が多数あり、相続権に関係なく広く死者の名誉を守 るという観点から、今回の条例改正では死者に関する情報を除外せず、継続審議をお 願いしたい。
- ・ 「行個法」において、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」の定義規定が新設されたことを踏まえ、条例においても「要配慮個人情報」の定義を導入する。
- ・ 「行個法」において、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をより的確 に認識し得るようにするため、個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人 情報が含まれている場合は、その旨を個人情報ファイル簿に記載することが定められ た趣旨を踏まえ、条例においても収集等を行う個人情報に要配慮個人情報が含まれて

いる場合は、個人情報事務取扱目録にその旨を記載することを定める。

- ・ 「要配慮個人情報」の定義の中に条例で規定するセンシティブ情報として収集を禁止している個人情報以外の病歴と障害が含まれているが、現在それらを使用して行っている業務が多数あり、これまでも条例の規定に則り適切に取り扱ってきたことに加え、それらについてまでも審議会の意見を聴かなければ収集できないとすることは事務の円滑な遂行を妨げるおそれがあることから、センシティブ情報の収集禁止の規定を維持する。
- ・ 電子計算機の結合制限の規定は「行個法」において規定されていないが、取扱いを 誤ると個人の権利利益を侵害するおそれがあり、条例の規定も結合を禁止しているわ けではなく慎重に対応することとしているものであることから、電子計算機の結合 制限の規定については維持する。
- ・ 「非識別加工情報制度」の導入については、国において立法措置による解決の可能 性や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託できる仕組み等が検討さ れていることなどから、今回の改正には含めず、国から具体的な指針が示されてから 必要な改正を行うこととする。

○質疑

- Q 収集を禁止しているセンシティブ情報には「社会的差別の原因となるおそれがある事項」とあるが、解釈によっては要配慮個人情報がそれに含まれると捉えられるのではないか。
- A 「要配慮個人情報」の中にはセンシティブ情報には含まれない病歴と障害が含まれているが、すべての病歴や障害が個人の権利利益の侵害に結びつくわけではなく、 差別につながらないものもある。病歴、障害についても、社会的差別の要因となる ものは従来からセンシティブ情報に含まれていると考えている。
- Q 行個法の改正を受けて既に条例を改正している市は、収集の制限についてどのように規定しているのか。
- A 奈良市や大阪市は要配慮個人情報の定義を規定したが、収集禁止になる個人情報 については従前どおりセンシティブ情報のままとなっている。
- Q 個人情報に死者の情報を含む場合と含まない場合とではどのような運用上の違いがあるか。また、「行個法」における個人情報に死者の情報が含まれていないのであれば、地方公共団体が死者の情報を個人情報として保護する必要がないのではないか。
- A 死者の個人情報に係る開示請求において、本市では死者と特別の関係にあると認

める者について開示請求が可能としており、個人情報が「生存する個人」の情報に限られている市では、相続権者であれば請求できるという運用をしているが、現段階ではそれが絶対的な運用か判断し難い。個人情報から死者の情報を除くことは保護の範囲を狭めることにもつながり、運用的にどのような影響があるか等まだ不明な点があるため、今回の条例改正時に結論を出すのではなく、継続的な審議をお願いしたい。

- Q 非識別加工情報の提供が実現化し、オンラインで事業者に非識別加工情報を提供 することになると、厳格な運用を規定した条例を緩めることになってしまうか。
- A 特定の個人が識別できないよう加工した上でデータを事業者に媒体で提供する ことになると思われるので、事業者とオンライン結合してデータを提供することは 想定していない。

4 その他

次回の審議会を平成30年10月31日(水)午後4時から開催することを確認した。 次々回の審議会を平成30年11月29日(木)午後2時から開催することを確認した。

5 閉会